

議案第125号

大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年大阪府条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪府議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

第3条中「市選挙管理委員会」を「市の選挙管理委員会」に、「委員会」を「市委員会」に、「委員会に」を「市委員会（市議会議員の選挙にあつては、区選挙管理委員会を経て市委員会）に」に改める。

第4条及び第6条中「委員会」を「市委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪府議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年 9 月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公職選挙法第142条第11項の規定に基づき、市議会議員の選挙における同条第1項第5号のビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

**大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例 (抄)**

(趣 旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、**市議会議員及び**市長の選挙における同条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第2条 **市議会議員及び**市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）
市の選挙管理委員会 **市委員会**

が定めるところにより、その旨を委員会
市委員会（**市議会議員の選挙**にあつては、**区**の選挙管理委員
に届け出なければならない。

会を経て市委員会）

(公費の支払)

第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会 が定めるところにより、当該候補者か
市委員会

らの申請に基づき、委員会 が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書
市委員会

に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)-(2) 省 略

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会 が定める。
市委員会